

茅ヶ崎市空家等対策計画の一部改訂

令和2年9月

茅ヶ崎市

1 改訂の趣旨

次期茅ヶ崎市空家等対策計画は、その実行性を確保するため、次期茅ヶ崎市総合計画の実施計画と整合が図られたものとする必要があります。これら両計画の計画期間の始期を合わせ、整合性を図るため、茅ヶ崎市空家等対策計画（平成29年4月策定）（以下、「現計画」という。）の一部を改訂します。

2 改訂箇所

【改訂箇所①】

現計画2ページの「3 計画期間」を次のとおり改訂します。

●改訂前

本計画は、総務省の住宅・土地統計調査等の関連統計や「神奈川県住生活基本計画」、「茅ヶ崎市総合計画」等の関連諸計画との整合を図るため、平成29年度より平成32年度末までの4年間を計画期間とします。

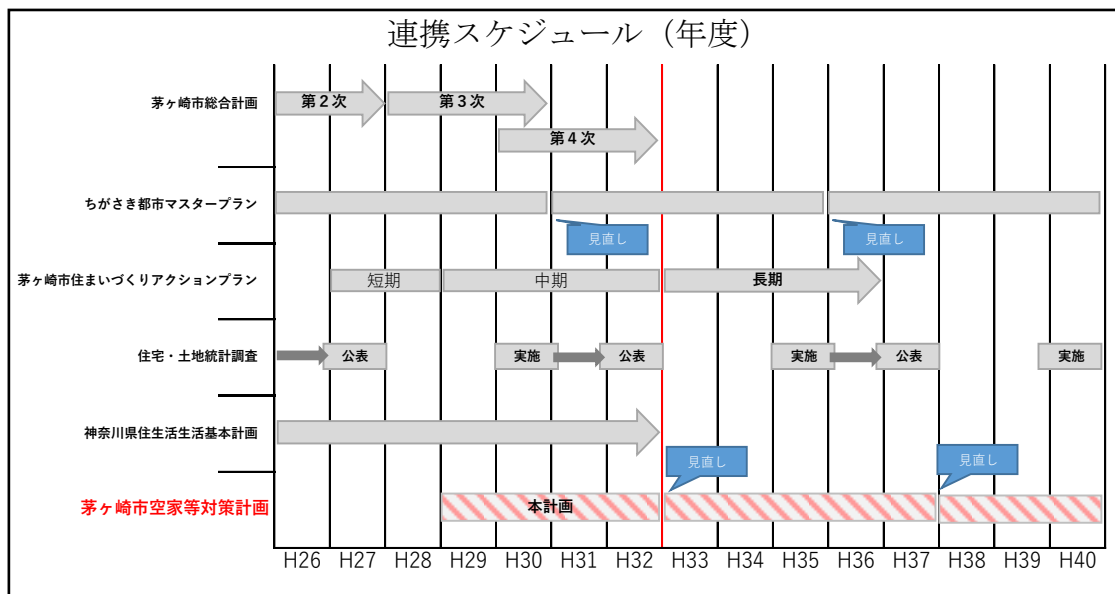
●改訂後

本計画は、総務省の住宅・土地統計調査等の関連統計や「神奈川県住生活基本計画」、「茅ヶ崎市総合計画」等の関連諸計画との整合を図るため、平成29年度より平成32年度（令和2年度）末までの4年間を計画期間としましたが、令和3年度から開始となる茅ヶ崎市総合計画基本構想に基づく実施計画の見直し時期の2年間延伸を受け、令和4年度までとします。

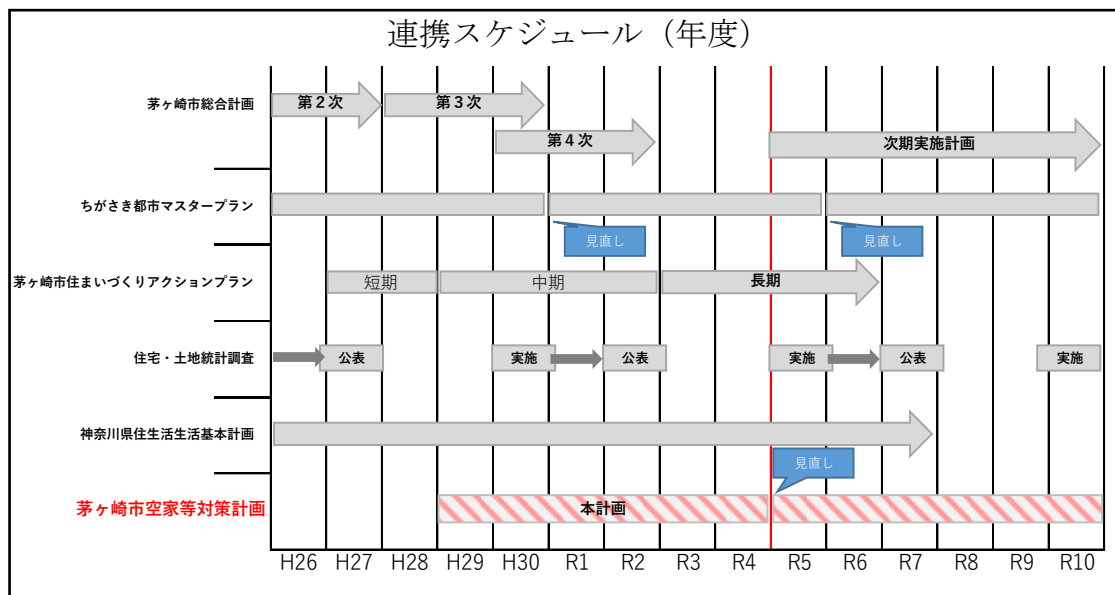
【改訂箇所②】

現計画 2 ページの「連携スケジュール（年度）」を次のとおり改訂します。

●改訂前



●改訂後



【改訂箇所③】

現計画 31 ページの「7 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項」を次のとおり改訂します。

●改訂前

本計画は、総務省の住宅・土地統計調査等の関連統計や神奈川県住生活基本計画や茅ヶ崎市総合計画等の関連諸計画との整合を図るため、平成 32 年度末までの 4 年間を計画期間とします。また、次期計画以降は 5 年計画とし、計画期間の最終年度に計画の見直しを行うこととします。

●改訂後

本計画は、総務省の住宅・土地統計調査等の関連統計や神奈川県住生活基本計画や茅ヶ崎市総合計画等の関連諸計画との整合を図るため、平成 32 年度 (令和 2 年度) 末までの 4 年間を計画期間としましたが、令和 3 年度から開始となる茅ヶ崎市総合計画基本構想に基づく実施計画の見直し時期の 2 年間延伸を受け、令和 4 年度までとします。また、次期計画以降は 5 年計画とし、計画期間の最終年度に計画の見直しを行うこととします。

茅ヶ崎市空家等対策計画の一部改訂

令和２年９月発行



携帯サイト ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
QRコード 携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

発行 茅ヶ崎市
編集 都市部都市政策課
〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8377